

訪問歯科協力医各位



青葉令和5年度第48号

令和5年10月25日

青葉区歯科医師会会长 鳥居浩一郎
青葉区在宅歯科医療地域連携室室長 北野 道廣

訪問歯科協力衛生士の交通費扱い等 お知らせ

時下、ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。日頃より皆様方には、本会事業に多大なるご理解ご協力を賜り、篤くお礼申し上げます。

高齢化社会のすすむ現在、“誤嚥性肺炎”“オーラルフレイル”などお口の健康が社会の関心を集め、市民からの在宅歯科医療要請は増えつつあります。それらの需要に応えてお口の健康をまもるために歯科衛生士は不可欠の存在ですが、不足状態が常態化しており、その人材確保・就業環境整備が青葉区連携室でも課題となっております。

この度、青葉区連携室業務にご協力頂きます歯科衛生士方の給与支払いに関し、以下変更が就業における環境整備に欠かせない措置との判断に至りました。訪問診療に当会の訪問歯科協力衛生士を帯同する機会のある先生方には、これに準じたご対応をご検討頂きます様宜しくお願い致します。

社会情勢の厳しい中でのお願いで、誠に恐れ入りますが
何卒ご理解ご了承のほど、宜しくお願ひ申し上げます。

○当室業務に携わる協力歯科衛生士の給与・交通費等について

給 与 : 2時間まで￥3500（超える部分に関しては時給計算）

交 通 費 : 給与とは別に実費支給。※或いは公共交通費に換算し支給。

お問合せは下記まで、お電話ください。

青葉区在宅歯科医療地域連携室 : 050-3488-6764（自動応答電話）